

ドッグラン利用規約

ドッグランは、犬の飼い主がマナーやルールを守りながら、飼い犬を運動させたり、遊ばせたりすることのできる施設です。利用者の方々が仲良く譲り合い、下記のルールを守り自らの責任でご利用ください。

1. 常に飼い主の命令がきける犬以外は、リード（引き綱）を放さないこと。また、首輪は、必ず装着すること。
2. 飼主は、狂犬病予防法にもとづく「鑑札」と「注射済票」を犬に着けること。
3. 発情期のメス犬及び病気の犬は利用しないこと。
4. ドッグラン内でのトラブル（事故・犬の負傷・死亡・盗難・噛み付きなど）は、飼い主同士の責任で解決すること。
ただし、犬が人を噛んだときは、飼い主は保健所（市内の犬は登録区の保健所、市外の犬は西保健所）へ届け出ること。
5. 他の利用者に恐怖感を与える闘犬類などの犬種は利用しないこと。
6. ゴミや飼い犬のフンは各自持ち帰ること。
7. ドッグラン内でエサやりや飲食は行わないこと。
8. 犬以外のペットは利用しないこと。
9. 小人（中学生以下）の利用は、保護者が同伴すること。
10. 飼い犬から目を放さないこと。
11. ボール等遊具は、混雑時に使用しないこと。必ず持ち帰ること。
12. 営利目的の犬は利用しないこと。
13. 物販、勧誘行為をしないこと。
14. ドッグラン・ボランティアの指導に従うこと。
15. 利用時間は、午前8時から日没までとする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地施設課
庄内緑地グリーンプラザ

狂犬病予防法では、犬の所有者の義務として、犬の登録と年1回の狂犬病予防接種をうけさせること、及び犬の登録の証明となる「鑑札」と注射の証明となる「注射済票」を犬に着けておくことが規定されています。また、「鑑札」・「注射済票」を犬に着けていない場合、当該犬は抑留の対象となること、飼主は20万円以下の罰金が適用されえます。